

令和8年7月吉日

福岡市介護保険事業者協議会
理事長 袈裟丸 政憲 様

福岡県介護支援専門員協会
会長 柴口 里則
[公 印 省 略]

福岡県主任介護支援専門員研修に係る受講基準の追加要件に伴う
本会の対応について（周知のお願い）

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本協会事業には格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

みなさま、ご承知にことと存じますが、標記研修受講基準について、本年度より「介護支援専門員と他職種（生活相談員又は支援相談員）を兼務し、実務に従事した期間が通算して5年（60 か月）以上であり、かつ福岡県介護支援専門員協会が開催する法定外の研修等に年4回以上、かつ研修の合計時間が16時間以上参加した者」が追加されました。

つきましては、本要件を満たす研修に係る取り扱いについてご案内させていただきますので該当者の皆様への周知につきまして、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 本要件を満たす研修

令和8年度については、本会が主催する「主任更新研修受講要件該当研修」を「福岡県介護支援専門員協会が開催する法定外の研修」として取り扱いをさせていただきます。

2 研修受講証明

上記1の研修を修了した方には、「研修修了状況申告書」を交付します。これをもって受講証明としてください。

3 研修情報

研修に関する情報は、本会ホームページ上に随時掲載いたします。また、本会、会員の方々には、いち早く研修情報をご案内いたしますので、非会員の方につきましては、本会に入会いただくことをお勧めください。

4 留意事項

福岡県主任介護支援専門員研修を受講するためには、福岡県にて定めている受講基準を満たすことが必要となります。本会主催の研修を修了するだけでは、受講要件を満たすことになりませんので、ご留意ください。

【問い合わせ先】

公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会 事務局

〒812-0016

福岡市博多区博多駅南 2-9-30

福岡県メディカルセンタービル 2 階

TEL 092-431-4585 FAX 092-431-4577

(参考) 令和8年度福岡県主任介護支援専門員研修に係る受講基準 (一部抜粋)

受講区分Ⅱ、Ⅲ又はⅣ(居宅介護支援事業所等用)	
受講区分Ⅱ:主任介護支援専門員が配置されておらず、かつ、主任介護支援専門員を配置すれば特定事業所加算の算定要件を満たす居宅介護支援事業所の介護支援専門員	
受講区分Ⅲ:居宅介護支援事業所の管理者である介護支援専門員	
受講区分Ⅳ:受講区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢ以外の介護支援専門員	
居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員の受講要件は、1及び2の条件を全て満たす者とする。	
1 下記①～③のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ(同等の更新研修を含む。)を修了した者	
①専任(常勤専従)の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者(居宅介護支援事業所の管理者と介護支援専門員との兼務期間は、通算期間の算定対象とする。)	
②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任(常勤専従)の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して3年(36か月)以上である者(居宅介護支援事業所の管理者と介護支援専門員との兼務期間は、通算期間の算定対象とする。)	
③県、市町村若しくは各種団体が実施する介護支援専門員に関する研修の講師を継続的に担当した経験がある者又は現にこれらの研修の講師を担当する者など指導的立場にある者であって、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60か月)以上である者	
④介護支援専門員と他職種(生活相談員又は支援相談員)を兼務し、実務に従事した期間が通算して5年(60か月)以上であり、かつ福岡県介護支援専門員協会が開催する法定外の研修等に年4回以上、かつ研修の合計時間が16時間以上参加した者	
2 下記ア～ウの要件を全て満たし、かつ、地域包括支援センターの主任介護支援専門員と連携・協働して、地域全体のケアマネジメント力の向上に寄与できる者	
ア ケアマネジメントの実務に関する豊富な知識と経験を有する者	
イ 職域の介護支援専門員を支援し、個々の介護支援専門員が保健・医療・福祉分野における多職種・多機関と連携できるような体制を構築する上で中心的役割を十分に担える者	
ウ 支援困難事例等に対する事例検討会の開催、相談窓口の開設、研修の実施、研修講師として活動、各種機関が行う研修に関する情報提供、個別のケアプランの作成指導など、支援を十分に行い、個々の介護支援専門員のケアプラン作成能力や職域全体のケアマネジメント力の向上に積極的に取り組める者	

*前提要件として「1 下記①～③のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ(同等の更新研修を含む。)を修了した者」とありますが、これは、④にも該当する要件となります(福岡県に確認済)

*本要件の兼務対象は、介護老人福祉施設の「生活相談員」と介護老人保健施設の「相談支援員」となります。(福岡県に確認済。対象拡大については今回の実績を踏まえ今後検討の余地はあるそうです)

*受講要件などの詳細については、福岡県主任介護支援専門員研修申込要領などにてご確認ください。